

コンプライアンス研修のご案内

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員については、コンプライアンスに係る研修会の受講が必須となりました。

受講対象の方にはメールでご案内しておりますので必ず受講いただき、メールに添付の「誓約書」に自筆でサインの上、「理解度チェック・アンケート用紙」と共に研究支援センター宛にご提出ください。

受講期間 令和7年10月11日（土）～ 令和7年10月31日（金）

受講方法 オンデマンド研修（以下の URL にアクセスしてください）

<https://youtu.be/pDnmzhqCOnU>



謝金の手続きについて

謝金（研究補助アルバイト、謝礼金等）の支払いについては
下記のガイドブックをご確認の上、お手続きをお願いいたします。

科研費以外の研究費でのお支払いの場合は、各担当者にお問い合わせください。



「公的研究費等の適正使用に関するガイドブック」

https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/docs/2025guidebook.pdf

「科学研究費助成事業直接経費事務取扱要領」

https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/docs/2025yoryo.pdf

- ・謝金は金額の多寡にかかわらず立替払いができません。また所得税の源泉徴収の対象になります。
- ・アルバイト雇用の流れは以下のとおりです。
 - ① アルバイト面談（1カ月以上の雇用の場合）※面談時に「研究不正防止リーフレット」を配付
 - ② 出勤日毎に「出勤表」へ捺印・記入
 - ③ 翌月5日までに出勤表と共に給与支払い請求 → 銀行振込で給与支払い

他機関で発生した不正事案について



文部科学省のホームページでは、研究活動における不正行為等が公開されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

ここに公開されている情報の内の1件をご紹介します。

不正の種別	目的外使用、書類の虚偽作成による不正使用
不正が行われた年度	令和5年度
不正に支出された研究費の額	565,603円
不正に関与した研究者数	1人

動機・背景	当該教員は、学生が海外研修費用捻出のためのアルバイト探しに窮していたところ、当該学生への配慮として当該研究課題とは関係のない謝金業務を提案し、業務を依頼した。また、その謝金支出の際に、書面監査にて疑義がないよう虚偽の実施計画書及び業務実施確認表を提出した。当該教員は不正使用と認識していたが、この方法で謝金が支出できたため、以後も、同様の意図、同様の手法の下、謝金の支払いを繰り返した。 また、当該教員は、配分機関へ提出した研究計画調書に記載された設備備品及び消耗品は全く購入せず、別の物品を購入していたが、実際に購入した物品のうち、一部物品については当該研究課題の遂行に使用した実態が認められずよってこれらは当該研究課題には不必要な物品であった。当該教員は、経費の執行は当該研究課題の目的に適合したものでなければならないという認識が希薄で、自身の研究に関係すると言えるものであれば、自身に配賦される予算全体の中からどのような物品でも購入してよいという認識の下、当該研究課題には不必要な物品を購入した。
手法	< 謝金支出 > 学生に当該研究課題とは関係のない謝金業務を提案し、主に長期休業期間（夏季休業等）に自宅等管理下でない場所で業務を実施させ、又は、オープンキャンパス当日に業務を実施させ、実施した時間を自己申告させる。その後、実施計画書を提出する。 学生には、日々提出する必要がある業務実施確認表を、虚偽の実施日（業務を実施したように記入させる日）に事務部に取りに行くように指示する。学生が受け取ってきた業務実施確認表に、当日に業務を実施したかの如く、虚偽の業務時間と業務内容を記入するよう指示する。業務実施確認表は、本来、教員が業務時間を確認した後、学生が日々事務部に提出するものであるが、当該教員が勤務時間外提出用ボックスに提出する。これを学生の自己申告時間の合計時間に達するまで繰り返す。

発生 要因 および再 発防止策	①当該教員の研究者及び教員としての資質の欠如 当該教員は、研究者として学内の規則及び法令等を遵守し、公的研究費を適正に執行しなければならないという認識や態度、倫理観が極めて希薄であり、研究者としての資質が欠如していたほか、学生に対し不正行為を指示してこれを行わせるなど、教員としての資質も欠如していたことが、本件不正の最も大きな発生要因であった。 →・当該教員に外部の専門家による更生研修を実施する。また、更生研修終了後も一定期間は、管理監督者を配置し、当該管理監督者の管理下での業務遂行を行う体制を整える。 ・不正防止に関する研修会について、具体的な不正事例などを盛り込むことにより、内容の充実・改善を図る。 ・事務部から学生に対し、教員から虚偽記載等不正となる行為を指示された場合、これに従うと不正に加担する可能性があること、そのような指示があった場合には相談窓口に通報・相談すること等について、これらを記載した文書を交付した上で説明する。 ②学内の謝金支出事務における確認体制の不備 1)謝金業務の計画段階における内容確認に係る体制の不備 謝金計画書に記載された学生に対する依頼期間や依頼内容は、事実とは全く異なる虚偽の内容であり、虚偽や問題点等がないかどうか、実質的に確認できる体制が十分に確保されていなかった。 2)謝金業務の実施状況確認に係る体制の不備 謝金業務実施状況の確認段階において、報告のあった内容に虚偽や問題点等がないかどうか、実質的に確認できる体制が十分に確保されていなかった。 →業務実施確認表には学生が実際に行った具体的な業務内容を必ず記載させるものとし、その内容に疑義を生じた場合には、事務部から当該学生又は担当教員に対し確認を行う。
------------------------------------	--